

ユニバーサルデザインの実践に向けて

本手引きの目的 - ユニバーサルデザイン、“理念の普及”から“実践”へ

我が国は、本格的な少子高齢化時代を迎えつつあり、2025年には、我が国の65歳以上の老年人口比率は29%程度になると予想されている。特に中国地方は全国平均よりも早く高齢化率が上昇しており、中国地方の社会資本整備において、高齢社会への対応が緊急の課題といえる。

「バリアフリー」及び「ユニバーサルデザイン」については、既に国土交通省の重点的な政策にも取り上げられ、その理念はかなり普及してきており、今後は、その理念を如何にして、実践していくかが問われている。

ユニバーサルデザインの基本理念にある「誰もが使いやすい」「多くの人が公平に利用できる」施設をつくるというのは、言うのは易しいが、現実にそれを実践することはなかなか難しい。施設毎に基準、通達等は決められているが、たとえその基準を満足する計画、設計であっても、利用者から改善要望が寄せられる。

従って、「誰もが使いやすい」ものをつくるということは、単に基準通りにつくればよいというのではなく、多様な利用者の意見、要望を十分に聴いて、それを計画、設計、施工に反映させるような、施設づくりをしていかなければならないということである。また、具体的事例を通じて、「誰もが使いやすい」ものをつくるノウハウを蓄積していくことも重要と考えられる。

そこで、本手引きは、これまでの全国各地のユニバーサルデザインの先行事例について、そのプロセス、あるいはそのフォローアップのやり方等を整理し、それらをもとに、ユニバーサルデザインの実践のため留意すべき点を中心に取りまとめたものである。今後、実際の施設づくりを進める上で、参考としていただければ幸いである。また、今後、施設づくりに携わる技術者の経験を更に積み重ね、本手引きの改善を進めていく予定である。

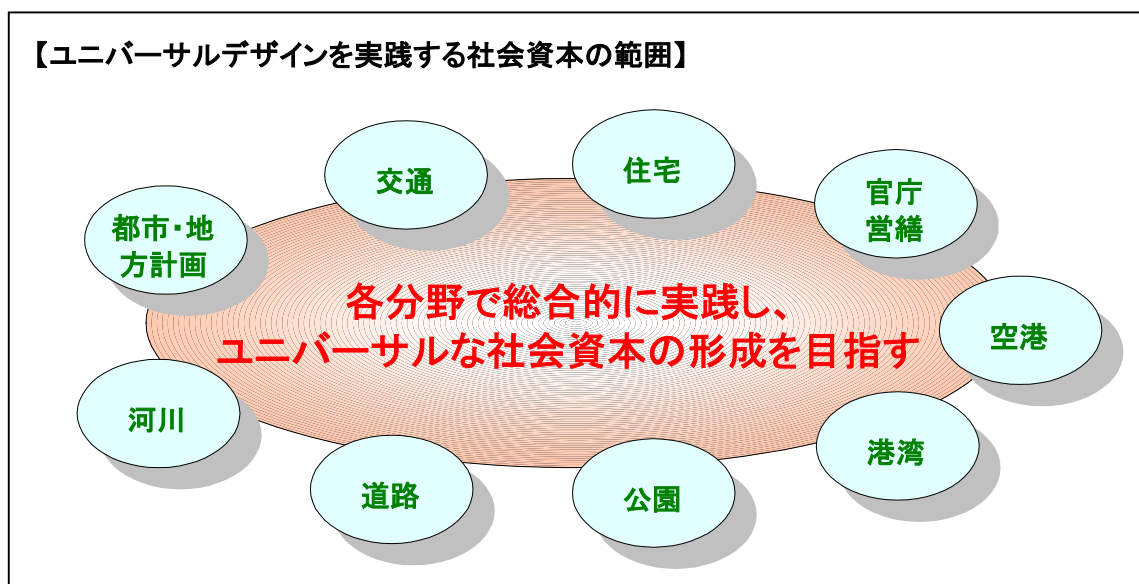
【ユニバーサルデザインを実践することで...】



整備主体の違いによる個別(点字ブロック、ひさし)の整備ではなく、行政、関係団体、住民等が更に連携し、一体的に整備を行うことで、より利用しやすい空間が形成できる。

本手引きの適用範囲

本手引きは中国地方の社会資本整備に携わる実務者を主な対象とする。また、ユニバーサルデザインを実践する社会資本の範囲は、『河川、道路、公園、港湾、空港、官庁営繕、住宅、交通、都市・地方計画』とする。



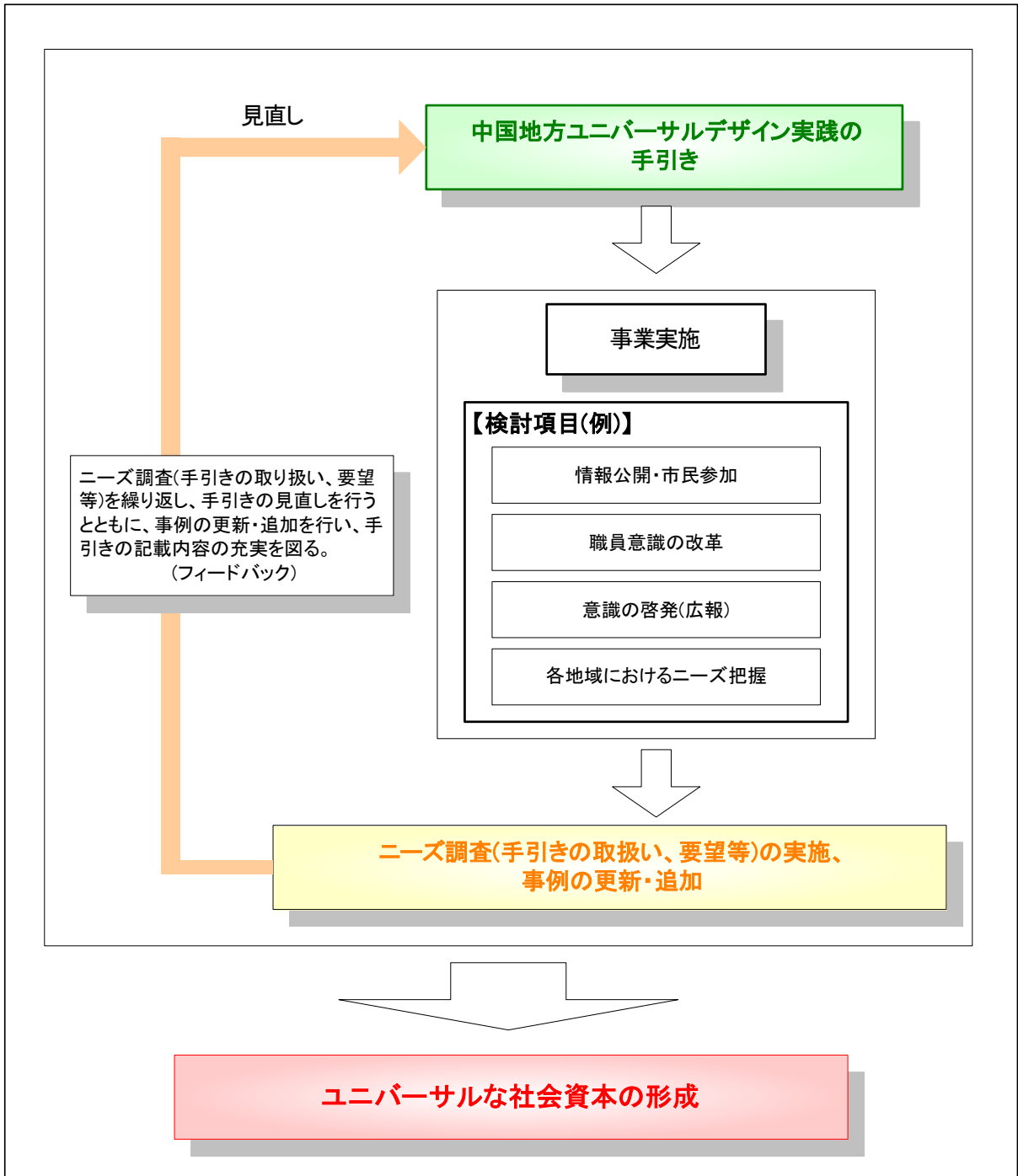
本手引きの特徴

基準に頼りすぎ本来の目的・思想を達成できていない整備が多いという昨今の反省を踏まえ、本手引きは、ユニバーサルデザインを実践する際に必要となる基準類を詳細に整理したものでなく、事業推進の各段階(計画、実施、供用後等)における基本的考え方、メニュー、留意すべき事項等を整理したものである。また、実務者が様々な選択肢の中から自由に施策を実施できるよう、参考資料には全国の先行事例を数多く整理している。

なお、ユニバーサルデザインを実践する際に必要となる基準類については、参考資料に整理した。

本手引きの運用

今後、本手引きに従い実施された事業の事後評価やその際の手引きの取り扱いに関するニーズ調査、事例の更新・追加に関する整理を行い、一定期間毎に手引きの記載内容の適切な見直し等を行っていくこととする。



本手引きの構成

本手引きは『本編』と『参考資料編』から構成されている。本編ではユニバーサルデザインを実現するための考え方やメニュー・留意事項を集約しており、参考資料編には、ユニバーサルデザインを実施する際に必要となるツールや先行事例等を整理している。

【参考資料編に収められている内容】

内 容
1．移動制約者の定義と配慮事項
2．施設利用にあたり必要とされる寸法
3．移動支援装置等(垂直移動、水平移動、情報提供装置等)
4．車いす使用者の勾配登坂・降坂に関する実験結果
5．アンケート調査事例 ・事後評価用アンケート(神戸港中突堤) ・市政モニターアンケート(福岡県北九州市)
6．ユニバーサルデザインに関わる学識経験者の概要
7．ユニバーサルデザイン用語集
8．ユニバーサルデザイン実現の配慮事項
9．ユニバーサルデザイン先行事例